

一般競争入札(郵便入札)の実施について

下記の委託業務契約について、次のとおり郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 10 日

彦根市長 田 島 一 成

委託業務番号	令和 7 年度 第 2801-3005 号
委託業務名称	R7 旧彦根港湾水草除草委託業務
履行場所	彦根市尾末町ほか
委託業務概要	作業範囲：旧彦根港湾内 作業面積：A=23,000 m ² ・水草除草工 A=23,000 m ²
履行期間	契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 10 日まで
予定価格	事後公表とする。
最低制限価格	無
入札方法等	(1) 郵便による入札とする。 (2) 設計図書、仕様書、彦根市契約規則(昭和 44 年彦根市規則第 33 号)を熟知の上、入札すること。 (3) 入札回数は原則 2 回(再度入札)までとするが、必要と認める場合は 3 回(再々度入札)まで行う場合がある。ただし、予定価格を事前に公表したものに係る入札回数は、1 回とする。 (4) 初度の入札において入札に参加しなかった者および無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。 (5) 再度入札において入札に参加しなかった者および無効の入札をした者は、再々度入札に参加できないものとする。 (6) 予定価格を事前公表した入札において予定価格を超える額の入札をした者は、失格とする。 (7) 落札価格(契約金額)は、入札書に記載された金額に消費税相当分(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とするので、入札者は消費税に係る課税業

	者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を入札書に記載すること。
閲 覧 期 間	令和7年9月10日～同年10月8日まで
閲 覧 場 所	彦根市ホームページに掲載する。
入 札 参 加 方 式	単体のみ
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	免除
契約不適合責任期間 および保証金	期間 民法の規定による 保証金 免除
連 帯 保 証 人	無
前 金 払	無
中 間 前 金 払	無
部 分 払	無
設計図書等配布方法	仕様書(以下「設計図書等」という。)については、彦根市ホームページに掲載のとおりとする。
現 地 説 明	現地説明は行わない。
質問受付方法等	(1) 設計図書等について質問がある場合には、入札質問書にその旨を記載し、次のとおり持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。 受付期間：令和7年9月10日から同年9月22日まで(彦根市の休日を除く。)の午前9時00分から午後16時45分まで 受付場所：彦根市役所建設部建設管理課 (2) 質問に対する最終の回答は、次のとおりとする。 回答日：令和7年9月30日 回答方法：令和7年9月30日午後1時以降に彦根市ホームページに掲載する。
入札書郵送開始日	令和7年9月30日から 郵送開始日より前に郵送した場合は、日本郵便株式会社彦根郵便局での保管期限を超過した郵便物が返却されるおそれがあるため、郵送

	開始日以後に手続を行うこと。
入札書受領期限	令和7年10月8日 日本郵便株式会社 彦根郵便局留
入札書郵送方法	<p>郵送方法：一般書留、簡易書留または特定記録郵便</p> <p>郵送先：〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号</p> <p style="text-align: center;"><u>日本郵便株式会社 彦根郵便局留</u></p> <p style="text-align: center;"><u>彦根市役所建設部建設管理課 行</u></p> <p>郵送内容：郵便入札専用封筒または任意の封筒に入札書を封入すること。</p>
開札（入札）日時	令和7年10月8日 午後1時30分執行
開札（入札）場所	彦根市役所別館 契約監理室入札室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日（彦根市の休日を除く。）の午後1時以降に彦根市ホームページに掲載する。
入札参加資格	<p>この入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 公告の日から開札（入札執行）の日までに、彦根市入札参加停止措置に関する要綱（令和元年彦根市告示第104号）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p>

	<p>(5) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。</p> <p>(6) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。</p> <p>(7) 令和 7 年度彦根市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(8) 建設業法第 3 条に基づく建設業の許可を有していること。</p>
<p>入 札 の 無 効</p>	<p>次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>(2) 特定記録郵便、一般書留郵便または簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札書等</p> <p>(3) 初度の入札において持参、宅配便等で彦根市役所建設部建設管理課に直接提出された入札書</p> <p>(4) 入札公告で指定する到着期限の後に日本郵便株式会社彦根郵便局に到達したもの</p> <p>(5) 日本郵便株式会社彦根郵便局において彦根市役所建設部建設管理課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの</p> <p>(6) 同一入札について、複数の入札書を郵送したもの</p> <p>(7) 入札書その他必要とされた書類が同封されていない入札</p> <p>(8) 1 枚の封筒の中に、複数の入札書を同封した入札</p> <p>(9) 封筒に記載の委託業務名または差出人と同封された入札書の委託業務名または入札者が相違する入札</p> <p>(10) 入札書に記名押印がない入札</p> <p>(11) 入札書の入札金額を加除訂正している入札または記載した金額、その他記載事項が不明確または記載事項に誤りのある入札</p> <p>(12) 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札</p> <p>(13) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその納付額が所定の金額に満たない入札</p>

	<p>(14) 談合その他不正の行為があったと認められる入札</p> <p>(15) その他入札に関する条件に違反した入札</p>
そ の 他	<p>(1) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)その他の法令の定めに抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>(2) この公告の公表の日から契約の締結までの間に、前記の入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。</p> <p>(3) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、5 日以内に契約書を契約担当者に提出すること。</p>